

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（仮称）（案）」に関する御意見の募集について

平成 29 年 12 月 13 日
厚生労働省医政局総務課

今般、医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）の施行及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）並びに平成 19 年厚生労働省告示第 108 号の改正に伴い、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（仮称）」を策定します。ついては、下記の通り広く国民の皆様にご意見を募集します。

記

1. 御意見募集期間

平成 29 年 12 月 13 日（水）から平成 30 年 1 月 11 日（木）まで
（郵送の場合は、同日必着）

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省医政局総務課企画法令係宛て

（3）FAX の場合

FAX 番号：03-3501-2048
厚生労働省医政局総務課企画法令係宛て

3. 御意見の提出上の留意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見等について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。